

「港湾緑地条例」別表新旧対照表

港湾緑地条例 別表第2(第10条第2項関係)

旧				新(R2.4.1以降)			
種別	区分		使用料	種別	区分		使用料
車体の高さが2.7メートル未満の自動車	午前7時から午後10時まで	1回1時間まで	円 <u>310</u>	車体の高さが2.7メートル未満の自動車	午前7時から午後10時まで	1回1時間まで	円 <u>320</u>
		1回1時間を超えた場合は、 <u>310円</u> に1時間を超えた時間30分までごとに <u>150円</u> を加算する。ただし、 <u>610円</u> を超えるときは、 <u>610円</u> を限度とする。				1回1時間を超えた場合は、 <u>320円</u> に1時間を超えた時間30分までごとに <u>160円</u> を加算する。ただし、 <u>640円</u> を超えるときは、 <u>640円</u> を限度とする。	
	上記以外の時間	1時間までごとに	100		上記以外の時間	1時間までごとに	100
上記以外の自動車	午前7時から午後10時まで	1回ごとに	<u>2,060</u>	上記以外の自動車	午前7時から午後10時まで	1回ごとに	<u>2,100</u>
	上記以外の時間	1回ごとに	<u>1,030</u>		上記以外の時間	1回ごとに	<u>1,050</u>

港湾緑地条例 別表第3(第13条第2項関係)(抜粋)

旧			新(R2.4.1以降)		
行為の種類	単位	使用料	行為の種類	単位	使用料
業として行う写真撮影その他これに類するもの	1日につき	円 <u>20,570</u>	業として行う写真撮影その他これに類するもの	1日につき	円 <u>20,950</u>
業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの	1日につき	<u>41,140</u>	業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの	1日につき	<u>41,900</u>
競技会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	10	競技会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	10
物品の販売その他これに類するもの	1平方メートル 1日につき	<u>390</u>	物品の販売その他これに類するもの	1平方メートル 1日につき	<u>400</u>